

# ◆ 在宅医療廃棄物の出し方 ◆

平成30年4月1日から、在宅で行われる療養のために不要になったごみは下記のとおり正しく出していただきますようお願いします。

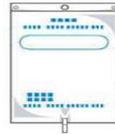
## 市の「燃やせるごみ」に出せるもの

### 『 鋭利でないもの（針以外の部分） 』

- バッグ類（輸液、畜尿、ストーマ（人工肛門）、CAPD、栄養剤など各種バッグ）



※栄養剤バッグ



※CAPDバッグ

- チューブ類（吸引チューブ、CAPDチューブなど各種チューブ）  
※針がついている場合は、切り離して針以外の部分を30cm以内になるように切って排出します。
- カテーテル類（導尿カテーテル他）



※チューブ類



※カテーテル類

- 注射筒（ペン型自己注射カートリッジ ※針以外の部分）



※ペン型自己注射カートリッジ

- 注射器（経管栄養などの注入器 ※針以外の部分）



※栄養剤注入器



※紙おむつ類

- ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ類

※お願い・・・排出する際には、新聞紙や小袋等で包んでから「燃やせるごみ」に出してください。  
在宅医療廃棄物は、（プラマーク）がついているものも「燃やせるごみ」に出してください。

## 医療機関等に回収を依頼するもの

### 『 鋭利なもの（出せないもの） 』

- ペン型自己注射針、血糖自己穿刺針（インスリン自己注射の針など）



※使用時

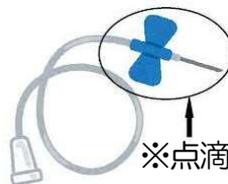


※廃棄時（針ケース装着時）

- 医療用注射針、点滴針



※医療用注射器



※点滴針

- 医師の指示により、感染性があると判断された胃腸医療用注射針、点滴針

【お問合せ先】 天草市市民生活部環境施設課廃棄物対策係 TEL0969-32-7861

（平成30年4月現在）